

## 神戸空港等賑わい創出事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸空港周辺の自治体や神戸空港の就航都市、神戸空港に就航する航空会社又はその推薦を受けたものが、神戸空港や神戸市内商業施設等で行う物産・観光プロモーションなどを通じて、神戸空港の賑わい創出や神戸空港就航路線の利用を促進する取組に対して行う助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (対象事業)

第2条 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、以下のすべてに該当するもののうち、神戸空港の賑わい創出や神戸空港就航路線の利用を促進する取組として神戸空港利用推進協議会（以下「協議会」という。）が認めるものとする。

- (1) 空港の運営の妨げにならないもの
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的としないもの
- (3) 国・府県・市町村等から助成事業に助成等を受けていないもの（第4条第1号に定める者が申請した助成事業において、事業者自らが負担する費用は除く）

### (実施場所)

第3条 助成事業の実施場所は以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 関西エアポート神戸株式会社が指定する神戸空港ターミナルビル内
- (2) 神戸市内の商業施設等のうち、当該場所での助成事業により就航路線の利用を促進すると協議会が認める場所

### (対象事業者)

第4条 助成金交付の対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 神戸空港周辺の自治体や神戸空港の就航都市
- (2) 神戸空港に就航する航空会社
- (3) 上記(1)又は(2)から推薦を受けた事業者で、代表者、役員等が暴力団、暴力団員又は密接な関係を有するもの等に該当しないもの

### (対象経費)

第5条 助成金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、助成事業に必要なかつ合理的な経費のうち、事業者が負担する次に掲げる経費とする。

#### (1) 賃料

当該用地の借入に必要な賃料の実費額（歩合賃料の場合は、最低保証賃料相当額）とする。

- (2) 輸送費 各事業者の所在地と実施場所との間の輸送に係る実費額とする。
- (3) その他 出展に必要となる備品等のうち、什器等の借上げに係る実費額、広報に係る実費額、その他協議会が認める経費とする。

#### (助成金額)

第6条 協議会は、この要綱に基づき、助成金を交付する。

- 2 助成金の額は、当該年度の予算の範囲内とし、第4条第1号及び第2号に定める1事業者につき金500,000円を限度とする（当該事業者が推薦した第4条第3号に定める事業者の助成額を含む）。
- 3 助成事業を複数の事業者で実施する場合は、当該事業を代表する1事業者を対象とする。
- 4 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

#### (助成金額の交付申請)

第7条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（様式第1号）を助成事業実施の10日前（但し、本要綱施行開始時はその限りではない）までに協議会に提出しなければならない。

- 2 第3条第2号の場所で助成事業を実施する場合は、助成事業実施の20日前までに、助成事業及び実施場所について協議会と協議し、了承を得たうえで申請しなければならない。

#### (交付の決定)

第8条 協議会は、前条の交付申請に係る書類を審査し適当と認めた場合は、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。ただし、協議会は、必要に応じて当該助成金を交付するための条件を付加することができる。

- 2 協議会は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、交付決定通知書（様式第2号）により事業者に通知する。

#### (変更及び中止)

第9条 事業者は、前条の交付決定の内容に増額変更が生じた場合又は助成事業を中止する場合は、速やかに助成金交付変更・中止申請書（様式第1-2号）を協議会に提出しなければならない。

- 2 協議会は、当該書類を審査し適当と認めた場合は、交付決定変更・中止通知書（様式第2-2号）により事業者に通知する。

(実績報告及び助成金の請求)

第10条 第7条第2項の交付決定又は前条第2項の交付変更決定を受けた事業者は、当該助成事業の完了後、実績報告書兼請求書(様式第3号)を速やかに協議会まで提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第11条 協議会は、前条の実績報告書及び助成金請求書の内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに事業者に助成金を支払う。

(交付決定の取消し等)

第12条 協議会は、事業者が虚偽の交付申請を行ったことが判明したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 協議会は、第1項による取消しをしたときは、速やかに、交付決定変更・中止通知書(様式第2-2号)により事業者に通知する。
- 4 協議会は、助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(手続きの電子化)

第13条 申請者は、第7条第1項、第9条第1項、第10条に定める書類を協議会に電子媒体(PDF)にて提出することができる。

- 2 協議会は第8条、第9条第2項、第12条第3項に定める書類を電子媒体(PDF)にて通知することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月20日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。